

令和3年度第1回兵庫県環境審議会水環境部会議事概要

日 時 令和3年9月16日(木) 14:00～15:55

場 所 WEB会議（兵庫県庁西館4階会議室）

議 事

(1) 審議事項

- ① 千苅水源池に係る環境基準（全りん）について
- ② 栄養塩類管理計画及び第9次総量削減計画の策定並びに総量規制基準の改正について

出席者

兵庫県環境審議会水環境部会委員

部会長 藤田 正憲

委 員 大久保 規子（オンライン）

委 員 川井 浩史（オンライン）

委 員 小林 悦夫（オンライン）

委 員 杉山 裕子（オンライン）

委 員 泥 俊和（オンライン）

委 員 伊藤 勝正

兵庫県環境審議会水環境部会特別委員

委 員 阿保 勝之（オンライン）

委 員 反田 實（オンライン）

委 員 突々 淳（オンライン）

委 員 藤原 建紀（オンライン）

兵庫県環境審議会

会 長 鈴木 胖 （敬称略）

欠席者 なし

説明のため出席した者

環境部長 遠藤 英二

環境管理局長 菅 範昭

水大気課長 山本 竜一

その他関係職員

【 議事 】

(1) 審議事項

千苧水源池に係る環境基準（全りん）について

（事務局から資料1及び2について説明）

（藤田部会長）：

この件について、皆様からご意見、ご質問を受けたいと思います。

（杉山委員）：

千苧水源池の底層の水を放流すると伺いましたが、今測定されている全りん濃度の深度は、表層水なのか。

（事務局）：

水質測定については、表層水です。

（杉山委員）：

わかりました。底層水というのは、その結果よりもずいぶん高い濃度ということか。

（事務局）：

そのとおりです。底層の方がりんが沈降してきているので、表層に比べると高い濃度です。

（杉山委員）：

そこを放流するということで、全りんの削減が見込めるという説明か。

（事務局）：

底層から放流することにより、水質改善する可能性があります。一方で、水位を1m下げのため、その分、りんの沈降に影響を生じるかもしれません。引き続きモニタリングしながら検証していきたいと考えています。

（杉山委員）：

以前伺ったときに、底層から溶出してくるりんの量が、湖全体の物質収支からいうと半分程度を占めると聞いたので、底泥から溶出した分を放流するということでの可能性は期待がもてるのではないかと質問した。

（事務局）：

神戸市水道局の調査結果によれば、陸域、いわゆる河川からの流入は9割、底からの溶出は多く見積もって1割というデータも出てきています。

（杉山委員）：

1割程度なのか。

（事務局）：

最大限見積もって1割程度。このデータは降雨時のデータが入っていませんが、河川の流入量から検証した場合は、このような割合だということです。

（杉山委員）：

底層水を放流するときも、湖水を攪拌するのか。底層から溶出したものを出すなら、かき混ぜないほうが良いと思う。

(事務局) :

水源池は深さが約 30m であり、底から 5m のところからサイフォン式で放水するという計画を伺っています。

(杉山委員) :

攪拌は常時続けながらということか。

(事務局) :

中層曝気装置での曝気は、春から夏にかけて稼働し、底層水循環装置は常時稼働しています。

(杉山委員) :

わかりました。

(大久保委員) :

2点質問で、1点目は杉山委員の質問とも関係するが、現在流域治水の観点から、利水ダムの治水活用ということが大きな課題となっているので、このような方向性はりんの対策だけではなく、治水の観点からも望ましい方策であると一般論としては思う。

他方で、底層からの放流の仕方によって、武庫川への水質あるいは取水への影響が無いようにする必要もあると思う。そのあたりはどのようにシミュレーションをしているのか。

2点目は、発生源対策で、水田対策が主となると思うが、これは肥料の対策が難しいという理解でよいのか。

(事務局) :

1点目について、県の関係課が底層水を取水する付近の水質を確認しており、環境基準を超える有害物質はないと(河川整備課から)聞いています。下流でも農業等色々な利水があるので、そこへの影響が無いように表層水との割合を今後調整しながら進めていくとのこと。

2点目について、これは農林の施策でございます。阪神農林事務所が対応しています。私たちが聞いているのは、この阪神地区においても、いわゆる環境創造型農業というものをかねて推進してきています。具体的にはエコファーマーの認定促進、施肥量、それから化学肥料の抑制についても様々な取組を進めています。化学肥料については約30%の低減や、さらにブランド価値を高めるために50%の低減をするような取組をしており、経営耕地面積の約6割を対象にされているということ聞いています。この状況については、千苺水源池環境保全連絡会議の中で、環境部局とも情報共有しているところでございます。

(藤田部会長) :

ひとつは対策として、底層水を周辺環境に影響を及ぼさない形でうまく放流しながら、できれば底層の濃いりんをダムから放出して、少しは下げてみようという試みを今後5年間試行するという。5年間やるということだが、データは毎年きちんと取っていかれると思うので、この部会にも報告いただきながら、効果が見えるかどうかを確認していきたい。★(河川整備課コメント) 神戸市水道局が確認

発生負荷量の90%が土地系で、しかも水田がウエイトとしても高く、その水田でも環境に配慮した農業として施肥を減らしていく。それが(千苺水源池の)全りん濃度にきちっと効いてきて良いが、どちらかといえば降雨による流出の方が大きいので、なかなかみえない。少しずつでも下がっていくということであれば、継続して努力していただかない

といけないと思う。

暫定目標に関する件で、その他にご意見がなければ、事務局の説明に対して大幅な修正があるご意見はないということでしょうか。

(小林委員) :

先ほどの杉山委員のご発言に対して、負荷量の比率のデータが出ていましたが、これに関して気になることがある。

それは、底質からの溶出量の計算として、流出負荷量から流入負荷量を引いた差が溶出負荷量であるという気がする。ところが実際は、流入した負荷量から沈降するものがあり、沈降したものが溶出したものになると考えた場合、実際の溶出量は流出量に対して1割ということではなく、もっと大きな数字が出ているのではないかと思う。そのことからすると、この底層からの放流というものは、効果が出てくると私は思う。その点はどうか。

(藤田部会長) :

これは今後みてる、ということだと思うが、事務局いかがか。

(事務局) :

今後モニタリングや、引き続き調査研究をしていくとしていますので、審議会にも報告したいと思っています。★(藤原委員コメント) 神戸市から説明があったと思いますが、この溶出は小林委員の言われるような収支からの計算ではなく、直接の溶出実験による値です。

(藤田部会長) :

大幅に修正する必要があるような意見は出なかったということですので、諮問に対する答申案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局から資料3について説明)

(藤田部会長) :

暫定目標値を継続して0.019mg/Lとして、令和7年まで継続する。そしてその間に、新たに導入しようとする対策等を加えて、よりしっかりと、暫定目標を外すように努力したいという説明であった。いかがか。

(突々委員) :

資料3 2ページ目に、水源池から直接的に窒素・リンの除去を図るため水源池内に生息する魚類を捕獲し、水源池に繁茂する水生植物の伐採除去を行う、と書いている。

理論的に、窒素・リンを使って生態ピラミッドとして下から上に循環していくものを、一部の上位のものだけを獲ってしまうという一部のことをするだけで、水質保全・水の管理になるのか。素朴な疑問である。

(事務局) :

これは、必ずしも定量的に把握しているものではなく、こういった取組をしているという紹介ですので、これだけ獲れば、りんがこれだけ下がると把握しているものではない。神戸市さんの取組のひとつとして位置付けています。

(藤田部会長) :

突々委員の、ある特定の魚類を獲ったからといって窒素・りんが無くなるのかという直接的な疑問に関しては答えにくいのかも。

やはり、繁茂した水生植物を採っていくことは、窒素りん除去のひとつの手法だと思う。最近、琵琶湖などでも藻刈りをしているという報告もある。魚に関しては難しいなという気もする。

(突々委員) :

水生植物についても、窒素・りんの固定をしていると思う。魚もプランクトンを食べていくわけで、大きな魚がいるほうが固定される。そういった意味では（除去することは対策として）逆のような気もする。個人的な感覚で言っているが。

(藤原委員) :

調査研究の推進について、本文には「河川水流入部に水質自動監視装置を設置し」とあるが、新設するように読める。この装置は以前からあるものなので、「水質自動監視装置により」、で良いのではないか。

(事務局) :

そのとおりです。

(藤田部会長) :

設置し、ではなく、すでに設置しているということ。

突々委員からのコメントであるが、確かに窒素・りんの吸収効果は、水生生物には非常に大きなものがある。ただし、吸収してはくれるが、それをそのまま放っておいて、冬場になって枯れてしまうと、また溶出が起こる。本来は、吸収させると、夏の終わりから秋にかけてそれを刈って除去しないと、窒素・りんを系外に出すことができない。そのような意味で、伐採除去と書いている。魚に関してどれほどの効果があるのかは、微妙ではある。

対策として書かれていることは、継続して今まで行ってきたことを述べているということで、それらはすべて継続していただく。それに加えて新たに、洪水期の話を加えていくということだと思う。

藤原委員ご指摘のように、「設置し」とあるのは新しくすることなのかと、少し文章上の問題は残っていると思うが、大きくは答申の内容は変わらないと思う。

千苧水源池に関して、暫定目標値の 0.019mg/L を継続していくということに関してご異議なければ、答申ということにしたいと思う。よろしいか。

(全ての委員) : (異議なし)

(藤田部会長) :

それでは、この 0.019mg/L というものが残念ながら中々達成できないということで、もう 5 年間暫定目標を継続し、新たな対策も加え、モニタリングしながらみていきたいということでもよろしくお願ひしたい。

この答申案に関して、水環境部会の決議として、部会決議につきましては、「兵庫県環境審議会の運営に関する規程」第 9 条において、「部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる」とあります。

ただ今決議されました「千苧水源池に係る環境基準（全りん）について」、鈴木会長に内容についてご同意いただければ、審議会の決議としたいと思います。鈴木会長いかがでしょうか。

（鈴木会長）：

本日、審議内容を聞かせていただきましたが、大変入り組んだ難しい問題ですが、部会の決議のとおり、暫定目標を設定いただけたら結構かと思います。

（藤田部会長）：

ありがとうございます。ただ今、鈴木会長から同意をいただきましたので、本決議を審議会の決議として、答申させていただきます。

なお、答申文につきましては、後日送付させていただきます。

(2) 審議事項

栄養塩類管理計画及び第9次総量削減計画の策定並びに総量規制基準の改正について

（事務局から資料4から資料6について説明）

（藤田部会長）：

進め方の点で、ひとつは栄養塩類管理計画を策定するという方向で、これはやらないといけない。それと連動させるような形での総量削減計画の策定なのか、それとも別のものとして策定するのか、どういう段取りか。

（事務局）：

非常に関連の深い計画であると考えています。栄養塩類管理計画は栄養塩類を供給していくもの、一方で総量削減計画は削減していくものとなりますが、表裏一体のものと考えていますので、同時にご審議いただきたい。

（藤田部会長）：

普通に考えると、削減というと減るわけで、管理計画の中ではやや増やそうかというわけであって、その2つを並行するという事はちょっと、と思うのですが。

（事務局）：

論点整理の部分にも記載しましたとおり、対象海域をどこにするのかによって議論は分かれてくると考えています。今イメージしていますのは、どちらかというとなり栄養塩管理計画がメインで、それと整合をとる形で総量削減計画を検討していく、そのようなイメージで作業を進めていきます。（総量削減計画は）東京湾、伊勢湾、瀬戸内海で策定しなさいと法で定められているので、兵庫県だけが作らないというわけにはいきません。

（藤田部会長）：

わかりました。両方を並行するのだと言われると、アクセルとブレーキの両方をどうやってやるのかと感じる、多分委員も混乱すると思う。

先ほどのスケジュールの説明でも、計5回程度開催となっています。そうすると、1回1回これを決めたいとか、ここを先に押さえたいということなのか、あるいは例えば今回は全体の話をしておいて、次はここをお願いしますということで水域を決めるとか、そのあたりはどのように進めたらよいのか、私も整理ができていない。事務局から何かあれば。

(事務局) :

部会長がおっしゃっていただいたように、まずは全体の話をして、特に今日は総論的なところをお願いしたい。次回以降は論点ごとに、参考データもお出ししたうえで各論に入っていくような形でお願いできればと思います。

先ほどの削減計画というものも、昔にできた計画の名前がそのまま固有名詞的に残ってしまっているので、今回はやはり再生に向けて、栄養塩類をしっかりとどのようにキープするのかということです。

(藤田部会長) :

わかりました。時間の許す限り、栄養塩類管理計画及び第9次総量削減計画の策定並びに総量規制基準の改正についてということで、全体へご意見を。

(突々委員) :

この6月に行われた瀬戸法の改正であるとか、兵庫県の条例制定、兵庫県環境部局の取組について私どもは感謝申し上げたい。その中でこのたびの栄養塩類管理計画にいち早く取り組んでいこうということに、嬉しく思っているところです。

資料の2ページの表(全窒素濃度と発生負荷量)で、窒素でいうと、下限値0.2mg/Lを下回らないところの数値をみると、1999年から2004年くらいのところで0.2から0.3mg/Lという数値があって、この発生負荷量をみると、今の現状は10t/日から20t/日は足りないのではないかとみえる。ただし、他の要因が変わらなければであるが。その中で総量削減計画や栄養塩類管理計画をどのようにしていくのかは、難しい問題であると理解している。

国の栄養塩類管理制度が創設され、特例となる工場・事業場は総量規制の適用除外になるとあるが、この特定施設が排出する全体の量が、総量削減計画の枠から外れるものなのか、伺いたい。

また、適用除外とはC値の基準も適用しなくてもよいことなのか。あるいは、現在の特定施設の総量を超える部分だけが、新たな栄養塩管理制度の中で管理されるものなのか教えてほしい。

それから、県は第7次計画策定時から国に対して、N・Pの総量を増加させるべきと意見具申してきましたし、現に県計画はNを52トン/日の増加計画にして進めている。この度の第9次総量削減計画の策定にあたっては、栄養塩類管理制度で増加する計画が策定されれば、総量削減計画本体に加えて表現してほしい。

(事務局) :

栄養塩類管理計画に、窒素又はりんを供給するという事を栄養塩類増加措置の実施者として、例えばAという工場をこの計画に位置付けると、総量規制のうちの窒素又はりん総量規制基準が免除される。CODの総量規制は残ったままということになる。排水の規制関係からすると、この計画に栄養塩類を出す工場・事業場と位置付けられた段階で、窒素とりんの総量規制基準の適用が免除される。このことが今回法律で定められた。

それと、(総量削減計画の)発生負荷量の数値自身は、栄養塩類管理計画と違う数値が出

てくるわけではありません。ただ、どのような形で発生負荷量を表現するかは、今後の部会で議論いただきたい。あくまで、兵庫県の発生負荷量は、(両計画で)同じ値になるので、それをどのように表現するかをご審議いただきたい。

(杉山委員) :

瀬戸内海の水質について、全窒素濃度の経年変化をみていると、第5次総量規制が始まった平成13年から順調に減ってしまっている。私は以前明石のノリを調べていたことがあって、それが2000年から2005年くらいであったが、2000年でも色落ちはずで問題になっていたように記憶している。今のレベルを考えると、全窒素濃度はそのころの半分程度になってしまっている。Ⅱ類型の環境基準を超える濃度であったときでも色落ちが発生していたことを考えると、総量規制をどのようにかけていくのかは、管理もそうであるが、難しい問題である。窒素とりんはCODとも関連するし、あまり増やすと一次生産が大きくなってCODが増えてしまうかもしれないし、今までの研究の蓄積を活用して考えていけないと思う。どれくらいの基準で管理をされようと思っているのか。2000年より前の基準までもついでいこうとしている考えなのか。

(事務局) :

論点整理の資料にもございますように、次回以降の検討項目として目標値を定めるとしています。ヒントとなるのは、県で定めた下限値を、計画の水質目標値とするかどうか。審議会の中でご議論お願いしたい。

(藤田部会長) :

杉山委員の意見としては、もっと高くても良いのではないかということなのかもしれないが、これから議論を進める中で落としどころが出てくるのではないかと思う。今日は皆さんから意見を聞くということで。

(大久保委員) :

総量削減計画と栄養塩類管理計画との関係ですが、基本的にまず押さえておかなければいけないのは、今回の瀬戸内法の改正というのは、豊かな瀬戸内海を再生するというこのために、従来の削減規制だけではなく、あらゆる手法をもって取り組もうとするもので、その中のひとつが栄養塩類管理であるということ。同じ瀬戸内海の中でも、湾灘ごとに状況が異なるので、一律に栄養塩類を増やすという状況ではない。季節ごと、湾灘ごとにきちんと議論をしていって、より細やかな管理を行っていき、そのことによって豊かな瀬戸内海を取り戻す一助にしようということ。その他にもやるべきこととしては、底層DOの類型指定をしていくということや、あるいはNature Based Solutionsといった手法を活用して生物多様性の観点から兵庫県が前々から言ってきた里海という考え方をきちんと実現していく、(栄養塩類の管理は)その中のひとつであるということを確認しておきたい。

そのために何をすべきかということであるが、ひとつは湾灘ごとの協議会が必ずしも瀬戸内海全体でみると順調に構成されているわけではないので、少なくとも兵庫県内においては、今回のプロセスにおいて湾灘協議会をきちんと動くように構成して、その中で合意形成をしっかりとしていくということ、この審議会での審議と合わせてやっていくことが重要である。

それからもうひとつは、瀬戸内法の改正時に合わせて課題となったのが、湾灘ごとの事情を考慮するとともに、互いがやっていることに対する相互理解のための情報共有を含め、

府県を越えた調整をきちんとしていくための手続きや機関である。現在調整中ではあるが、どのようなものになるのか見えてきていない。ここは兵庫県も、湾灘ごとの管理と府県を越えた調整・相互理解の両方が共に重要だという視点に立って、積極的な役割を果たす必要がある。

瀬戸内法に基づく基本計画の改定を今行っており、その中の基本施策に栄養塩類管理に関する記述も入ってくる。スケジュールとしては国の栄養塩類管理計画に関するガイドラインは、もう少し後で出てくるが、それも見据えながらやる必要がある。基本計画の中に基本的な考え方が入っているので、兵庫県として国の考え方に対する意見があれば、基本的な部分に意見具申をして、きちんとインプットしておくということも重要である。

主にプロセス、組織、手続きといった観点で、先ほどの説明では見えてこない部分も重視してほしい。

あくまでも総合的な対策のひとつであることを強調しておきたい。

(事務局) :

簡単に申しますと、播磨灘については湾灘協議会を兵庫県で設置しています。大阪湾についてはまだ設置されていません。今後、大阪府や和歌山県に働きかけていきたい。

瀬戸内海全体については、従来から、瀬戸内海知事・市長会議で兵庫県が議長をしているので、環境省とも相談をしながらそういった仕組みが考えられないか、検討していきたい。

府県計画については、環境省は閉鎖性海域対策室が担当し、県もこの水大気課で担当しておりまして、この3つの計画が共に国も県も同じところが担当しているので、総合的に齟齬がないように作っていかれると思っている。

(川井委員) :

(瀬戸内法改正の)資料の中で、今話題となっている栄養塩類供給の話と、藻場の創出の話が出ています。藻場や干潟の創出というものは非常に結構なことだが、同時にブルーカーボンという言葉がここで出てきている。実際には、海藻であれアマモであれ、死んだあと土の中に埋まったか、あるいは深いところに沈んでいって光合成に使われないものだけしかブルーカーボンにならない。そうであれば、実際にそれができた藻場の場所というのは非常に重要な意味をもってくるし、逆に、栄養塩類の循環ということから考えると、場合によっては矛盾し、逆のことになり得る。藻場の創出、イコール、ブルーカーボンという取り扱いについては、今後の資料を作る際に留意していただきたい。本当にブルーカーボンを考えるのかということも含めて、資料を作っていただきたい。

それに関係して、大型の海藻が生える、いわゆる藻場ができる場所は、大体透明度で年間5m~6mくらい、全窒素濃度で0.3mg/Lより少ないぐらいのところ、大阪湾あるいは東京湾でもそうであるが、形成される。逆にそれ以上透明度が低くなったところでは、大型の藻場は期待できないということになる。問題なのは、透明度というのが湾の中でも、中央部と岸が一番近い実際に海藻が生えているところでは分布のパターンが異なるので、全体で見ている議論できないということがある。今回の資料でも、透明度に関して全く触れられていないので、今後の議論の中ではぜひ透明度も観点に入れ、先ほどのDOの話とも深く関係すると思うので、その資料も含めて議論できるようにしていただければ。

(藤田部会長) :

ありがとうございます。透明度も大事ということで、コメントをお願いします。

(事務局) :

ブルーカーボンについては、我々も勉強不足であるが、お聞きしていると、施策の段階までブルーカーボンの研究レベルが至っているのかどうか、判断がつかない状況である。調べてみたいと思う。

透明度については、合わせた形で検討していきたい。

(阿保委員) :

先ほどから栄養塩類管理計画の中で、1990年代にしたら良いという話も出ていましたが、やはり生態系のヒステリシスの問題もあるので、供給量を増やすだけでは戻らない可能性もある。ここはやはりモニタリングが重要であると思うので、計画にはモニタリングをセットでしっかりと入れていただきたい。

もうひとつ、大久保委員と重複するが、改正瀬戸法の中で、近隣の自治体と協議しなさいという文言があったが、これが法的にどこまで縛られるのか気になっている。形式的に協議すれば良いのか、あるいは合意が必要なのか。

(事務局) :

近隣自治体との協議については、いまだ政省令が出てきていないので、はっきりとした段階で部会にも報告し、ご審議いただきたいと考えています。

(藤田部会長) :

非常に重要な点ですのでよろしくお願ひしたい。

(泥委員) :

定性的な懸念であるが、今回は（第9次総量削減計画が）令和6年度の目標年度ということなので特には、ということであるが、もう少し長い期間をみた場合は、気候変動への対応として産業中心に電化をしていく、その電化も化石燃料にとらわれない、あるいは原料としての化石燃料も減らしていこうと世の中が進んでいる中で、これまで化石燃料等で供給されていた栄養塩類というものが減ってくるという可能性があると思っている。その場合に、この豊かな海づくりをどのようにしていくのかということも、長い目で考えていく必要があるのではないかと風を考えている。

要点を言いますと、気候変動問題で、化石燃料が減っていくと、それを供給源としていたものが無くなっていくということは、水域のほうにも影響があるのではないかと懸念をしている。そこもきちんと考えていく必要があるのではないかと。

(事務局) :

泥委員ご指摘のとおり、カーボンニュートラルの取組が進めば、その燃料で使っていた分の排水処理に回ってくる窒素分が当然減ってくる。また、人口減少についても、既にピークを過ぎていて、10年前に日本も兵庫県もピークアウトしている中で、人口由来についての発生量も減ってくる。この中でどういったことで栄養塩類を確保できるかということは、企業ごとにもヒアリングしていく必要があるかもしれませんし、そのあたりをご指摘を踏まえて十分検討していきたい。

(反田委員) :

栄養塩管理計画の策定に向けた論点整理の主な検討項目の一つである栄養塩類増加措置実施者及び実施方法については、主な論点として工場・事業場等増加措置実施者の検討の

み記載されているが、面源負荷に関わる農地や畜産、森林なども検討議論の中に入れていただきたい。

それと、事業場の適用除外に関しては、N, PについてC値を外すということであるが、栄養塩類管理計画と総量削減計画との関係性がもうひとつ分かりにくい。例えば将来、栄養塩類管理の取組が、国の削減目標量に反映されるような形になるのか、などが気になる。県境の問題については、いくつか意見が出ているが、海で観測調査をしている立場から見れば、例えば大阪湾の影響というのは、兵庫県の播磨灘にも大きく影響している。湾灘ごとと言いながらも実際には連続した海であるという視点が、どうしても必要になる。そのような視点から、他府県との協議というものは、非常に重要だと思う。

湾灘協議会について、本県ではすでに動いていると思うが、栄養塩類管理制度が新たに始まるので、再度、湾灘協議会の位置付け、役割や責任も含めて検討議論がされるべきではないかと思う。

(事務局) :

反田委員からご意見いただきましたように、例えば漁業者さんなどが色々取組をされていますし、面源での取組などをどういった形で計画の中に位置付けていくのかは、我々も考えているところです。環境省との意見のすり合わせというものも必要になってくるので、そこは作業をしているので、次の部会の中でご審議いただきたい。

あと、湾灘協議会については、大阪湾でできていないという1つの大きな話として、大阪湾も東西で大分水質の状況が違って、大阪府、和歌山県と、兵庫県との前提が違うということもあって、そこも含めて大阪府や和歌山県と意見交換をして、湾灘協議会を設立する方向で努力していきたい。

(反田委員) :

よろしく申し上げます。

(藤田部会長) :

資料には、いわゆるⅡ類型とⅢ類型の図が出ているが、私から今後の検討の1つとして考えていただきたいのは、従来の測定点は、かつては総量規制などと対応した形での点であったと考えられ、これからは、もしかすると測定する場所も考えないといけないのではないかということだ。そのあたりは、事務局でももう一度考えてほしい。モニタリングをどこで行えば良いのかも、大事なことになるのではないかと。なぜかという、今までの水質規制の流れと大きく変えた形でやっていくのであれば、場所も変えないといけない、あるいは項目も。川井委員のご意見にも下のほうが大事だとあったが、今後の審議の中にぜひ加えていってもらえれば。

今日は重要なご意見をたくさんいただきました。事務局も、これだけのものを整理するのに時間がかかるのかなという気もする。今後のスケジュールについて、本日の議論を踏まえた予定について事務局からあれば。

(事務局) :

千苧水源池の件については、藤原委員にご指摘いただいた点を踏まえて、全体を見直した上で、答申文を皆様へ送付します。

管理計画及び総量削減計画については、様々な意見をいただきました。まだまだこれからということで、政省令も出ていないので難しいところではあるが、環境省との意見交換

も踏まえながら、できれば年内早いうちには第2回目の部会でご審議いただければと考えています。